一般財団法人こまき市民文化財団名義使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人こまき市民文化財団(以下「財団」という。)が関与する催物等における共催、協賛、後援及び推薦(以下「後援名義等」という。)の名義使用許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 共催 財団以外の団体等が主催する催物について、財団が主催者と 共同で当該催物を開催すること。
 - (2)協賛 財団以外の団体等が主催する催物に対して、財団がその催物の趣旨に賛同し、支援等(費用、労務の一部を財団が負担する場合を含む。)を行うこと。
 - (3)後援 財団以外の団体等が主催する催物に対して、財団がその催物 の趣旨に賛同し、名義の使用を許可すること。
 - (4)推薦 映画、演劇または出版物等の作品について、教育的又は文化 的価値を認め推奨すること。

(申請)

- 第3条 催物に対しての名義使用を受けようとする者は、名義使用を希望 する日の20日前までに、次の各号に掲げる書類を財団に提出しなければ ならない。
 - (1) 名義使用申請書(様式第1)
 - (2) 団体概要、規約又は会則等団体の活動目的及び活動内容を記した書類
 - (3)年間事業計画書等、団体の活動経歴を記した書類
 - (4)役員名簿
 - (5) 事業企画書、チラシ、プログラム等、催物の内容を記した書類
- 2 入場料等の料金を徴収する場合は、前項の各号に掲げる書類に加え、 収支予算書を提出するものとする。
- 3 過去に同催物で後援名義等の許可を受けた実績のある者は、後援名義等の許可を受けた実績のある同催物の要項、チラシまたはパンフレット等の提出をもって、第1項の第2号、第3号、第4号及び第5号の提出に代えることができる。

(審査及び決定)

- 第4条 財団は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる基準に従い審査 し、承認の適否を決定する。
 - (1) 催物の内容については、次の各号に掲げるいずれにも該当するもの とする。
 - ア 広く一般市民を対象とした催物であること。
 - イ 音楽、演劇、美術、その他文化芸術に関する催物又は広く生活文化 に属する催物であること。
 - ウ 小牧市の文化振興及び生涯学習の推進、普及又は文化団体及び生涯 学習団体の育成、研鑽等に資する催物であること。
 - (2) 開催の目的については、次の各号に掲げるいずれにも該当するもの とする。
 - ア 商業的、思想的及び政治的な意図又は目的がないこと。
 - イ 小牧市暴力団排除条例(平成24年小牧市条例第16号)第2条第1 号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員を利するおそ れがないこと。
 - ウ 入場料等の料金を徴収するものについては、事業内容及び規模から 見て、適当と認められる金額であること。
 - (3) 主催者については、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。
 - ア 特定の政治団体及び宗教団体及びこれらに類似するものの利害に関係しないものであること。
 - イ 特定の政治団体及び宗教団体及びこれらに類似するものの後援等を 受けていないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、当該承認を審査する場合において、次に 掲げる要件のいずれかを満たしていることを適否の基準とする。
- (1)催物の開催地が小牧市内であること。
- (2) 小牧市内を本拠地として活動する団体が主催する催物であること。
- (3) 財団、小牧市又は小牧市教育委員会が主催する事業等に協力し、小 牧市内で文化芸術活動、生涯学習活動、教育活動又は地域貢献活動等 を行う団体が主催する催物であること。
- (4) 財団、小牧市又は小牧市教育委員会について広く知らせることが期待できる催物であること。

(決定通知)

第5条 理事長は、前条各号について審査した結果、適当と認めるときは、 申請者に対し名義使用許可通知書(様式第2)により通知するものとす る。

(使用名義)

第6条 使用する後援名義等は、「一般財団法人こまき市民文化財団」または「(一財) こまき市民文化財団」とする。

(許可条件)

- 第7条 名義使用の決定は、申請書により申請のあった記載内容に限って 効力を有し、催物の内容等が変更された場合には、当該決定の効力は失 われるものとする。
- 2 催物等の計画に変更があったとき、催物に対しての名義使用を受けた 者は直ちに当該変更について届け出なければならない。
- 3 入場料等の料金を徴収する催物に対しての名義使用を受けた者は、催物の終了後、速やかに収支決算報告書を提出しなければならない。
- 4 財団は、虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき、又は許 可の取消しが必要と認めたときは、その許可を取り消すことができる。
- 5 前号の取消しにより催物の主催者等が損害を受けた場合、財団は一切 賠償の責めを負わない。
- 6 催物を行うに当たり生じた事故、災害等については、催物の主催者の 責任においてこれを処理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、名義使用について必要な事項は、 別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。